

公害弁連ニュース

**No.
185**

全国公害弁護団連絡会議

2018年7月15日

熊本中央法律事務所

熊本県熊本市中央区京町2丁目12番43号

TEL: 096-322-2515 FAX: 096-322-2573

巻頭言

公害・環境と人権の確立を めざして半世紀

全国公害弁護団連絡会議（公害弁連）顧問

弁護士 豊田 誠



公害被害者の訴えに支えられて

2018年もまた、全国から総結集した公害被害者たちの切実な訴えと要求に支えられて、第43回全国公害被害者総行動デーが、展開された。

6月6日夜、ニッショーホールを埋め尽くした公害被害者、弁護団、支援の総決起集会は、福島原発被害者をはじめ、大気汚染、アスベスト、水俣病等の、深刻で切実な訴え、その要求の切実さを浮彫りにするものであった。

私は、ようやく杖に頼って歩行することができるようになった本年、この集会に参加し、公害被害者たちのエネルギーに接することができたことに感動を覚えた。

振りかえれば、このニッショーホールは、46年前の1972（昭和47）年1月7日に、全国公害弁護団連絡会議（公害弁連と略称）が旗揚げした原点でもある。私は、46年前の公害弁連の誕生当時のことを思い出しながら、公害被害者たちの

半世紀近くに及んで継続発展させてきた、エネルギーを改めて、実感した。

困難をともなわない公害闘争はない

さて、公害被害者たちのたたかいにあって、福島原発被害者問題は、とりわけ多くの困難をともなっている。

これまで言い渡された判決については、優れた判決解説は多数存する。

そして、全体を俯瞰した問題提起も少なくはない。
(注1)

これらの解説それ自体に異論はないが、単一の原因事故による被害が、多岐にわたるのは当然であり、これを別々の裁判所で判決をとれば、各判決毎に相違が出てくるのもまた必然のことであろう。

原発被害者訴訟でめざすべきものは、2018.1.27 原発被害者訴訟原告団全国連合会で合意した「統一要求書」であり、これを具体化した交渉要求で

あろう。

これまで、いくつもの判決が言渡されてきたが、

- ① 被害の即時補償（回復）
- ② 被害の原状回復（除染問題）、失われた故郷の復活
- ③ 国の加害責任の存否、無過失責任を課せられている東電については、その責任の重大性
- ④ 原発被害の未然防止（脱原発）

など被害者たちの要求を、判決と継続的交渉、そしてこれを支える運動を通じてどう実現していくか、被害者、弁護団、支援に課せられている課題は重いが、やりがいのある社会的使命でもあろう。

.....
(注 1)

- (1) 2018.4.8 吉村良一（立命大）日本環境会議・公害弁連共催シンポ「損害論」
- (2) 同 下山憲治（名大）「責任論」
- (3) 18.4 「法と民主主義」大森秀昭弁護士「三判決について」
- (4) 18.4.2 新聞赤旗 除本理史（大阪市立大）「集団訴訟一各地で判決」
- (5) 18.4 JNEP268 米倉勉弁護士
- (6) 18.6 集会での報告米倉勉弁護士

苦難の道のりのなかで生まれた 公害弁連はこれを乗り越えつづけてきた

もともと、公害弁連は、四大公害裁判の提起（注2）にともない、加害企業からの熾烈な抵抗にあい、これを弁護団の共同戦線により克服していこうとする機運の中で誕生したものである。

四大公害訴訟当時、潮見教授によれば、司法行政はそれまでの臨司意見書のなし崩し的实施から、「政治権力の中樞が直接に司法政策の立案と実施とに乗り出した」点において、もう一段進んだ司法反動の時期に際会していた。

しかし、公害裁判が連戦連勝の波に乗っているかのような幻想すら生れ、司法反動の潮流の中の「聖域」であるかのような錯覚を生む側面もあった。四大公害裁判で、被害者・弁護団は、司法の反動的潮流の中にあって、被告加害企業側の理不尽な徹底抗戦と闘い続けることを余儀なくされてきたのである。

一例だけをあげよう。イタイイタイ病訴訟の第一回訴訟期日に被告加害企業が提出した答弁書は、執拗な求釈明の繰り返しであった。曰く、

- ① 重金属類とは具体的に何か。
- ② 右の重金属の濃度、特に原告ら居住地域における濃度如何。
- ③ 河川水、各種食品に対する重金属の許容量。
- ④ 原告らが摂取したという農作物、魚類、飲料水の重金属類による汚染度、および各原告らがこれらを摂取した期間とその量を各食物飲料水について主張されたい。

これらは、科学的には不鮮明な部分を乱用して、因果関係を不可知論に引きずり込もうとするものであった。

四大公害訴訟の出発点はどの訴訟でも一事が万事、このような「責任回避」の論争に引きずりこもうとする、加害企業側の策略があった。

1969年7月富山で、青法協主催の第一回公害研究集会在が開かれたのは必然であったといつてよい。

そして、イタイイタイ病での疫学的因果関係論の確立に始まり、新潟での過失論、四日市での共同不法行為論、熊本での責任・損害論と順次理論的作業を積み上げ、四大公害訴訟の連戦連勝を獲得してきたといつてよい。（注2）

.....
(注 2)

- (1) 1967.6 新潟水俣病（新潟地）71.9 判決
- (2) 1967.9 四日市公害（津地裁四日市支部）72.7 判決

- (3) 1968.3 イタイイタイ病（富山地）71.6 判決
- (4) 1969.6 熊本水俣病（熊本地）73.3 判決
- (5) 1969.12 大阪国際空港（大阪地）74.2 一審判決 75.11 二審判決 [* 大阪国際空港騒音公害を加えて「五大公害」と呼ぶときもある]

公害弁連の作風の確立

富山の青法協公害研究集会では「公害闘争における法律家の役割」も4点にわたり討論のまとめとされた。(注3)

- ① 第1に、公害闘争に携わる弁護士として、徹底して被害者の立場に立ち、その要求を堅持してたたかう。
- ② 第2に、被害者の要求を正しくとらえた弁護団の活動が、運動に大きな励ましを与えてくれていることに確信をもち、裁判の技術専門家にとどまることなく、公害反対闘争の創意ある運動をつくる一翼を担う。
- ③ 第3に、闘いの主人公は被害者であるが、科学者、勤労市民など広範な国民を結集して運動を進めていく。
- ④ 第4に、公害根絶の展望のもとに裁判も位置づけて取り組んでいく。

この研究集会で提起された法律家の役割が、創立された公害弁連の作風として確立されてきたといつてよい。

.....
(注3)

青法協「創立35周年記念出版」(1990.11)

青法協公害研究集会実行委員会「公害の根絶を目指して戦う人々のために — 公害闘争の実践的法理論」(1970.7.1)

原発訴訟と運動論

原発訴訟問題についても、運動論を重視する議論が深まりつつあるが決定的に不十分である。

南雲芳夫弁護士「福島原発事故の『被害』と『現地』から国の責任を問う『大衆的裁判闘争』へ」(自由法曹団通信 2013.6.11 1455号)

鈴木堯博弁護士「原発事故被害者訴訟の勝利をめざして」(JNEP NEWS 2018.2 No.266)

私たち公害弁連は幾多の困難を乗り越え前進してきた歴史を持つ。四大公害訴訟に始まり、薬害スモンでは、九連続勝利判決の積み重ね、この間の「霞が関を揺るがした132日間」の大闘争、全国各地の大气訴訟での「1万人の菜の花行動」などの運動、そして差止認容をかちとった闘い、水俣病での五裁判所の「和解勧告」の連弾、熊本県庁・霞ヶ関包囲の人間の鎖、リオサミットへの大代表団での参加、環境庁前でのスリーデーズトーク。95年12月村山首相が公害史上初めて水俣病被害者に謝罪した。

こうした公害弁連の半世紀に及ぶ運動の経験に学びながら、原発訴訟の飛躍的前進を勝ち取りたいものである。

公害弁連は4年後の2022年、創立半世紀を迎える。私たちは遅くともこの半世紀を迎えるにあたり、福島原発問題の全面勝利を勝ち取る節目の時代にすべく、闘い続けたいものだと思う。

第47回公害弁連総会とシンポジウム

全国公害弁護団連絡会議（公害弁連）事務局長
弁護士 板井 俊介



1 原発を基調に据えたシンポジウム

2018（平成30）年4月8日、第47回総会は、シンポジウム「福島原発事故被害賠償訴訟の現段階と課題～7判決をどう読み解くか～」との演題で、約150名の参加を得て実施した（四谷プラザエフ7階カトレア）。



鈴木堯博代表委員

開会挨拶では、鈴木堯博公害弁連代表委員から、2017年3月17日の前橋地裁判決、9月の千葉判決、10月の福島地裁生業判決、2018年2月の小高に生きる東京地裁判決、

そして、3月15日京都判決、同月16日首都圏訴訟判決、さらに、同月22日の福島地裁いわき支部のいわき避難者訴訟判決が紹介され、国の責任論がほぼ固まったこと、及び、いわゆる中間指針が不十分であることが明らかにされたが被害の認定が不十分との評価がなされ、これを分析して、今後の闘いのために活かすために、本シンポが開催されるという位置づけが語られた。

なお、鈴木堯博代表委員は、本年度総会において代表委員から顧問に就任した。

その後、小高に生きる！原発被害弁護団の大木弁護士が平成30年2月7日東京地裁判決の報告を行った。

同判決が、「従前属していた本件包括生活基盤

において継続的かつ安定的に生活する利益（本件包括生活基盤に関する利益）」を被侵害利益とする判決であり、これは憲法13条に根拠を有する人格的利益であると認定され



大木弁護士（小高）

たこと、損害論については、いわゆる赤い本に基づき損害額が算定され、一律に330万円の慰謝料が認容されたこと、及び、原告らのほとんどが同年2月20日付けで控訴したことが報告された。



田辺保雄弁護士（京都）

の被曝につき、線量とがんや白血病などの発生確率は比例すると考える「直線しきい値無しモデル」が科学的に実証されていないとの理由で年間1msv以上の避難の相当性を否定したこと、平成24年4月までに実施された避難につき2年に限定した点を田辺保雄弁護士が報告した。

続いて、平成30年3月15日京都地裁判決について、174名中110名につき請求が認容されたこと、一方で、判決は、いわゆるLNTモデル（統計的に検証できない低線量

いては津波の予見可能性について2002年「長期評価」をもとに2002年中には今回と同様の津波の予見義務があるとしたこと、また、京都地裁では否定された「LNTモデル」



中川素充公害弁連幹事

が避難行動の合理性の根拠の一つとされたこと、さらに、毎回の原告意見陳述の成果として、判決では意識的に「自主(的)避難」の文字が使用されていないことが報告された。



米倉勉公害弁連幹事

続いて、平成30年3月22日福島地裁いわき支部におけるいわき避難者訴訟から米倉勉弁護士が、損害に関する事実認定は全面的に原告らの主張を肯定しながら、判決では「被侵害利益が論じられていない」「帰還の有無と時期を論じていない」「ふるさと喪失慰謝料と避難慰謝料を別々に評価せずに、包括的・総合的に算定したために、中間指針に対する裁判所の評価が分かりにくくなっていること」や、避難指示(国による帰還政策)にリンクしている点に批判が加えられた。

この4判決報告のあと、これまでの7判決(前橋、千葉、福島地裁、小高、京都、首都圏、福島地裁いわき支部)の損害論について、吉村良一立命館大学教授から講演があった。

吉村教授によれば、概ね以下のような分析であった。

(1) 前橋地裁(平成29年3月17日)は、中間指

針を最低限のものとして捉えず、被侵害利益を「自己決定権を中核とするもの」としたため、通常の自己決定権侵害の場合の慰謝料相場から抜け出せずに慰謝料額が低額化した。



講演する吉村良一教授

(2) 千葉地裁(平成29年9月22日)は、「中間指針が最低限のもの」と捉え、かつ、被侵害利益を「生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を発展、形成しつつ平穏な生活を送る利益」とした結果、事実上、ふるさと喪失慰謝料を肯定する結果となったと思われる。

(3) 生業判決(平成29年10月10日)は、原発被害をいわゆる従来の公害被害と同視しているが、原発被害特有の被害を捉えきれていないのではないかと、あるいは、同判決がいわゆる「不安」を中核とする被害の捉え方に止まっているのではないかと分析する。

(4) 小高判決(平成30年2月7日)は、被侵害利益を、憲法13条に根拠を持つ「包括生活基盤に関する利益」とした上で、いわゆるハンセン病国家賠償熊本地裁判決を引用して、原告らが主張する個別的な事情も広く慰謝料算定の基礎とできるように認定したものとする。

(5) 京都地裁判決(平成30年3月15日)は、いわゆる中間指針追補の認める自主的避難対象区域の居住者を対象としたこと、及び、それ以外の地域であっても、とりわけ子どもに対する放射線の影響を実質的に考慮してできる限り幅広く救済をする枠組みを作ったと評価する。

(6) 首都圏訴訟(平成30年3月16日)については、いわゆるLNTモデルを根拠の一つとして

一律に避難の合理性を肯定した点は評価できるが、避難継続の期間を8か月に限定した点を批判すべきであるとした。そして、この裁判体が小高判決（平成30年2月7日判決）と同じであるにもかかわらず、被侵害利益を憲法22条1項「居住地決定権」としている一方で、損害論については、小高判決と同様に赤い本基準としている点については、「このギャップをどのように理解すればよいのか」として疑問を呈している。

- (7) 最後に、いわき支部判決（平成30年3月22日）については、被侵害利益について全く言及がないこと、損害論についても中間指針への言及がない点を特徴とする。
- (8) 以上を踏まえ、吉村教授は、これまでの判決の積み重ねにより中間指針が示す損害額のみでは不十分であるとの理解が固まってきており、この段階で改めて指針の見直しをすべきと提言した。すなわち、司法判断の根底には、裁判外の和解（ADR）において多くの損害賠償問題が解決している事実自体は否定しえないことから、これを大幅に上回る判決が下された場合に、すでに和解解決した当事者との関係で不均衡問題が起き、それが社会的混乱に発展することを司法自身が恐れているのではないかと推測である。

さらに、吉村教授は、「ふるさと喪失慰謝料」のネーミングは良いとしつつ、裁判実務においては、例えば、人格権侵害の場合の慰謝料相場が数十万円、名誉権侵害の場合でも100万円程度であり、いわゆる死亡慰謝料で2000～3000万円であるというわが国の慰謝料水準に照らせば、ふるさと喪失「慰謝料」という慰謝料の枠組みで考える限り、2000万円を超えることはできず、高くとも1600万円程度にとどまってしまうのではないかと裁判官の感覚を指摘した。その意味で、

慰謝料というネーミングよりも、小高判決や首都圏判決で用いられた「包括生活基盤に関する侵害」という主張の仕方がよいのではないかとまとめられた。控訴審での主張の在り方に対する具体的な示唆として注目されるべきである。



パワーポイントを駆使する下山教授

次に、下山憲治名古屋大学教授から、津波の予見可能性について、2002

年7月の地震本部の長期評価公表を大きな経緯として、遅くとも2006年には予見可能とする傾向が指摘された。その上で、結果回避手段も、前橋地裁判決が指摘した「非常用電源設備の高所配置」や「重要施設の水密化」のほか、京都判決や首都圏判決では「防潮堤の設置やシビアアクシデント対策」も結果回避の手段として掲げられている。

以上、非常に中身の濃い詳細な報告がなされた後、原発被害者訴訟原告団全国連絡会を代表して、いわき避難者訴訟の早川原告団長からの挨拶がなされた。最後に、日本環境会議を代表して、淡路



まとめをされる淡路剛久立教大学名誉教授

剛久立教大学名誉教授による「まとめ」が行われた。淡路教授は、各報告者の議論を詳細に再現され、長時間を費やしてまとめをされた。率直に言って7判決を理論的に整合性を持って説明することは極めて困難であると思われる中で、今後の闘いを運動を中心にして進めるべきとのまとめであっ

たといえる。

2 第47回総会

シンポのあと、中島晃代表委員の開会挨拶により第47回総会が速やかに執り行われた。

アスベスト（西村隆雄幹事）、有明（國嶋洋伸弁護士）、水俣（板井俊介事務局長）、リニア（國嶋保雄代表委員）の特別報告のあと、公害・地球懇の清水滯氏から地球温暖化問題に関するアピールがなされた。

その後、中杉喜代司幹事長から2017年度活動総括、及び、2018年度の活動方針が提起されたが、原発問題、アスベスト問題が佳境を迎える中で、有明、水俣、基地問題、リニアなどの公共事業問題が手を取り合って運動を支え合うことの重要性が確認された（なお、アスベスト、有明、水俣の各決議も用意されていたが、時間の関係上、決議を省略した）。

さらに、板井俊介事務局長より、2017年年度の会計報告に続き、白井劍幹事を新幹事長（原発津島）、國嶋洋伸事務局次長（有明）、水谷陽子事務局次長（原発いわき）とする2018年度の人事案が提案され（人事案の詳細は議案書最後尾の人事案をご参照下さい）、全会一致で承認された。

この後、白井新幹事長は、新たに幹事長となる節目の場において、公害弁連の原点に立ち帰る素晴らしいスピーチを行った。

「一つひとつの公害問題には、それぞれの顔があり、問題のもつ特徴がある。したがって、社会的情勢がどんなに不利で困難な局面であっても、それゆえに、すべての公害裁判の活路が消え失せるものでもない。その問題のもつ特徴を生かして奮闘するならば、どんなに困難な局面でも打開し、勝利に結びつけることもできる。『情勢に負ける』ことは、闘わずして敗北することである。皆さん、

頑張りましょう」

これは、公害弁連初代事務局長である豊田誠現顧問の言葉の引用である（淡路剛久、寺西俊一編「公害環境法理論の新たな展開」日本評論社1997・27頁）。

総会参加者一同は、決して楽観視できない現在の情勢の中で、先輩弁護士の言葉に大きく励まされたことであろう。

なお、総会終了後の懇親会も概ね30名程度の参加者をえたが、日本環境会議の先生方からは「後継者対策が急務である」との認識が示された。この問題は、公害弁連にも共通する問題であり、今後とも、各弁護団でも若手弁護団員への教訓の引継ぎと公害弁連事務局への参加が期待されるところである。

よみがえれ！有明訴訟の現状と展望

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士 國 嶋 洋 伸

1 継続・累積し続ける漁業被害

諫早湾干拓潮受け堤防の開門をめぐる闘いは、今年末で、本来の開門判決履行期限(2013年12月)から5年が経過する。国は開門準備工事のための3年間の猶予期間を途過し、今日に至るまで累計10億円を超える間接強制金を支払わされ続けている。

本来であれば、5年の開門期間を活用した調査研究により、「有明海異変」の原因究明も進み、海の再生に向けた道筋がつけられていたはずである。しかし、国が履行を拒む間に、有明海、とりわけ諫早湾近傍部の漁業環境の悪化は継続・累積し、同地域の漁業経営は逼迫している。

2 訴訟および和解の状況

「開門義務と開門差し止め仮処分の板挟み」などとして判決の履行を拒んできた国は、2017年4月、長崎地裁の開門差し止め判決（本訴）を受けて、直ちに控訴権放棄を表明し、山本農水大臣（当時）は「国として開門しない方針である」ことを明言した。司法が下した確定判決を公然と黙殺するという法治国家にあるまじき暴挙である。

現在福岡高裁に係属中の請求異議訴訟でも、国は、①被告らの漁業権は10年ごとに新たに設定されるものだから、既に従前の漁業権は消滅し、判決は無効となった、とか②既に多額の間接強制金を支払っているから間接強制は権利濫用であ

る、などとなりふり構わぬ主張をしている（この他にも、実質的に基準時前の事由の“蒸し返し”を恥も外聞もなくテンコ盛りにしている）。

こんなトンデモ主張の請求異議など認められるはずないと思っていたが、そうではないらしい。2月の結審後、福岡高裁は和解協議の方針を打ち出した。それは「いまさら開門することは困難。国が言う通り“開門しない前提の基金案”のみ協議する。」として、さらに間接強制金の返還、すなわち請求異議認容の可能性についても言及した。福岡高裁が自ら言い渡して確定した判決にもかかわらず、まるで何も無かったかのように履行請求権の放棄を迫る姿勢に、司法の一翼を担う者として心底怒りを覚えた。

確かに、国の和解案で提示されている「100億円の基金創設」は、以前から漁業団体が開門とは関係なく求めてきたものであり、国は「有明海の再生にとって必要とはいえない」として拒否し続けてきたものである。だからこそ、漁業団体の幹部などの中では、代償が何であろうと実現させたいという人もいる。

しかし、有明海の再生事業と調整池の水質改善事業を合わせれば、ここ数十年間で1000億円近い国費が投入されている。いまさら100億円程度（これを4県漁協で、10年間で分けて使う。再度の支出はない。）追加された程度で、海の再生が実現できるはずがない。調整池からの汚濁水の流出を改善しないかぎり、海がよみがえることはないということは、誰よりも漁民が一番に知ってい

る。昨年の長崎地裁の和解協議でも、福岡高裁での進行協議でも、「では100億円の基金を創設したら海はよくなるのか?」という当たり前の質問をするが、国も裁判所も答えに窮するだけである。

また、そもそも100億円の基金は漁協などが使う再生事業費なのだから、開門請求権の放棄と引き換えにすること自体不合理である。海の再生に役立つなら、“基金も開門も”両方やればいい。どうしても開門断念と引き換えでなければならないというのは、農水省の面子を守るためか、漁業者間の分断工作のための揺さぶり以外に考えられない。

我々弁護団は、和解協議自体は歓迎するが、両者の言い分を公平に検討すべきで、有明海再生の展望も見いだせないまま、ただ国の主張を一方向的に飲め、という著しく偏った和解協議は、もはや和解の名にすら値しないとして、方針を変えない限り参加しないことを明確にした。

請求異議訴訟の判決期日は7月30日に指定されている。本当に福岡高裁が司法の自殺行為ともいふべき認容判決を出すのか、認めるとすればどういう理屈で認めるのか、厳しく見守りたい。

国は、福岡・熊本・佐賀の漁業団体に対し、反対する漁民への「想定問答集」を作成・配布したり、判検交流の訟務検事を漁協の会議に出席させたりするなど、なりふり構わぬ圧力をかけ続けている。長年に渡る闘いと毎年の不漁に疲弊した漁業者らは、集会に参加する交通費にも事欠く状況で、大規模な反対運動が困難となっている。

そのような中でも、今年の2月に、新干拓地の農業者(2法人)が、調整池を原因とするカモの食害や冷害を訴えて、国や県などを提訴した。漁業者と農業者が一緒になって開門を求める、我々が以前から訴えてきた“農漁共存”の紛争解決のシンボルとも言える共闘関係ができた。

開門を求める漁業者と支援する市民をつなぐネットワークを再構築するために、開門漁業者・農業者産品に「KAIMON」(開門、買いもん、海もん)というブランド化を進める準備もしている。

7月30日は厳しい判決も予想されるが、海を再生させるという原点に立ち返って、もう一度活気ある運動づくりを模索して行きたい。

3 運動と展望

この間、原告漁業者らは容易に崩せないを見た



ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟の闘い

新潟水俣病弁護団 団長
弁護士 中村 周 而

1 被害の実態を無視した国側の主張に 原告団長が怒りを込めて反論

- (1) 2013（平成25）年12月の第1陣原告22人の提訴から4年半が経過したノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟だが、2018（平成30）年5月31日の第19回弁論に先立って、11人が第15陣として原告に加わり、これで原告は147人となった。この日の弁論では、これまで担当していた西森政一裁判長が転勤になり、菅野正二郎裁判長に交代したため、皆川原告団長と味岡弁護士が弁論更新の意見陳述を行った。
- (2) 皆川団長は、第1陣提訴から4年半の間に10人の原告が亡くなっており、「生きているうちの解決」が私たちの願いである。公正な判決によって私たちを救済していただきたいと訴えた。味岡弁護士は、第2の水俣病を発生させた国の責任を厳しく追及し、国の主張する水俣病罹患の判断枠組みの不当性を明らかにした。
- (3) 一方、国側の代理人（訟務検事）も、パワーポイントを使って弁論更新の意見陳述を行った。このうち国の責任については、新潟水俣病の公式発見は1965（昭和40）年5月であり、それ以前は阿賀野川での水質汚濁や新潟水俣病の発生について具体的に認識していなかったから水質2法に基づく国の責任は認められないとこれまでの主張を繰り返した。また水俣病の罹患の判断基準については、2018（平成30）年3月23日の東京高裁判決を繰り返し引用し、新

潟水俣病が発生した当時の状況からして1965年6月以降に阿賀野川流域産の魚介類を大量に摂食していたとは想定できず、1966年以降、阿賀野川は水俣病を発症する程度の汚染はなかったと主張した。

しかし、前記東京高裁判決も認めているように、新潟県では1969（昭和44）年度から2015（平成27）年度の間合計700人が行政認定されている。医療手帳や保健手帳所持者、特措法の救済対象者や福祉手当の受給者を含めると、これまで4000人以上の人々が新潟水俣病と「認知」されている。国はこの事実をどう説明するのか。国の代理人の意見陳述が終わった直後、皆川団長が憤然として立ち上がり、「そのような見解は、現地を見ず、被害の実態を無視した机上の空論である」と怒りを込めて反論した。

2 第14陣までの全原告の陳述書の 証拠調べを実施

- (1) この日の弁論とそれに先立って行われた進行協議で、前回以降に提出され、取り調べ未了となっていた原告の陳述書の証拠調べが行われた。弁護団は、昨年春から原告と一緒に1年がかりで全原告の陳述書作りの取り組みを進め、5月までに第14陣までの全原告136人の陳述書を裁判所に提出したが、今回の進行協議でその証拠調べが終了したことになる。また原告は、嶋瀬地区住民の川漁と川魚喫食状況を詳細にまとめた「嶋瀬

地区報告書」を書証として提出。さらに各原告について認定審査会に提出された新潟大学の検査所見等の公的診断書一式の文書送付嘱託の申立てを行い、採用された。

- (2) 一方、被告国は、前回、全原告について沼垂診療所と水俣協立病院の診療録、問診票、各種検査結果、入院記録等の文書送付嘱託の申立てを行っていたが、原告はこれに反論する意見書を提出した。また、被告昭和電工も26人の原告について既往歴の診療録等の文書送付嘱託の申立てをしたため、原告はこれに反論する意見書を提出し、さらに6月末までに反論の追加意見書の提出を予定している。そして、次回7月12日の弁論では被告等の文書送付嘱託に対し、これを採用するかどうかの裁判所の判断が示されることになる。

3 水質2法の主張に対して 国が反論書面を提出

- (1) 国はこの日の弁論に先だって、これまで原告が主張してきた水質2法の規制権限の不行使についての国の責任論に対する反論書面を提出してきた。

国の見解によれば、これまで原告が問題にしてきた「昭和電工以外の6社6工場の工場排水中に含まれる水銀の定量分析結果」は、1961（昭和36）年3月の時点で、「アセトアルデヒドを製造する同種工場の工場排水中に、チッソ水俣工場と同程度又はそれ以上の水銀が検出されたことが判明」したに過ぎないという。第2の水俣病を発生させた国の責任は微塵も感じられないどころか、「阿賀野川において水俣病が発生することが容易に予測できたとは言いが切れない」から、1965（昭和40）年5月の新潟水俣病の公式発見の段階までは、「水質2法に基づき総水銀の排水規制をすることは、過剰規制となる」と開き直っている。

- (2) 国はこの6社6工場の排水分析結果をこれまで隠し続け、原告の追及に対して、ようやく工場名をスミ塗りして書証として提出した。しかし、この分析結果をどのように分析・検討・評価し、どのような対策を講じようとしたのかという原告からの度重なる求釈明に対しては、回答を拒否したままである。原告は、このような国の無責任極まりない主張に対し、改めて徹底した反論を準備中である。



建設アスベスト訴訟

—秋に大阪高裁ダブル判決！

大阪アスベスト弁護団
弁護士 伊藤 明子

2つの東京高裁判決

建設アスベスト訴訟は、2008年5月に東京・横浜で提起され、全国6地域（北海道、東京、横浜、京都、大阪、九州）で、それぞれ1陣訴訟、2陣訴訟を闘っています。

2012年12月に東京地裁で初めて国の責任が認められたのを皮切りに、2014年11月の福岡地裁、2016年1月の大阪地裁、京都地裁、2017年2月の札幌地裁、同年10月の横浜地裁（神奈川2陣訴訟）と東京高裁（神奈川1陣訴訟）、そして2018年3月の東京高裁（東京1陣訴訟）と8連続で国に勝訴しました。とりわけ、東京高裁（東京1陣訴訟）が一人親方・零細事業主に対する国の責任をも認めたことは画期的です。

2つの東京高裁判決で国の責任が認められたことで、国の責任は不動のものとなりました。また、初めて建材企業の責任を認めた京都地裁判決（9社）に続き、横浜地裁判決（神奈川2陣訴訟）では2社、東京高裁判決（神奈川1陣訴訟）では4社など、建材企業の責任を認める流れも広がりつつあります。

神奈川1陣訴訟、東京1陣訴訟は、双方の上告により、闘いの舞台は最高裁に移りました。

2つの大阪高裁結審と和解勧告

2011年に提訴した関西建設アスベスト訴訟は、2018年2月9日に京都1陣訴訟の、3月22日に

大阪1陣訴訟の控訴審（大阪高裁）がそれぞれ結審となり、京都1陣訴訟における和解打診に続き、大阪1陣訴訟では結審期日で判決日を指定したうえで、建設アスベスト訴訟としては初めてとなる和解勧告を行いました。言うまでもなくかかる訴訟指揮は、司法が国・建材企業に対し、自らの責任で建設アスベスト被害の全面解決を鋭く迫るものに他なりません。

とりわけ、2つめの東京高裁判決（東京1陣訴訟）を経た後の大阪高裁による和解勧告には重みがあります。裁判所は、時間と労力を惜しまず、一歩でも解決へ向けて前進させるべく国と建材企業を説得してくれたようです。しかし、国も建材企業も解決に向けたテーブルにつくことさえ拒否したことから、和解協議は打ち切りになりました。

大阪高裁ダブル判決とその課題

大阪1陣訴訟の控訴審判決は9月20日に指定され、京都1陣訴訟の判決日（追って指定）も9月上旬に言い渡されることが予想されます。

前述のとおり、もはや国の責任が否定されることは考えられませんが、東京1陣訴訟の東京高裁が認めた一人親方等に対する国の責任を大阪高裁でも認めさせることが、国の責任に関する最重要課題です。また、これまで8判決が認めた国の責任期間は別表のとおり長短があります。違法の始期・終期が司法救済される被害者の範囲を画する重要な争点であることは言うまでもありません。

最高裁判決で国の責任期間が限定され、不当な線引きを余儀なくされた泉南アスベスト国賠訴訟の苦い経験を踏まえ、当弁護団では予見可能性や製造等禁止に関して丁寧な主張立証を行ってきました。

建設アスベスト訴訟の企業責任の最大の問題は、石綿建材からの石綿粉じんが原因であることが明らかであるにもかかわらず、どの建材あるいはどの企業が原因であるかを特定することが極めて困難であるという点です。この間、理論面では共同不法行為論を整理、深化させると共に、市場占有率（シェア）から原告被害者ごとに石綿関連疾病の原因となった主要な原因建材・企業をできる限り特定する作業等を行ってきました。こうしたなかで、京都地裁判決（京都1陣訴訟）や東京高裁（神奈川1陣訴訟）が市場占有率（シェア）を重視して企業責任を認める判断を行っています。大阪高裁判決では、引き続き、こうした建設

アスベスト被害の特徴を十分に踏まえた企業責任の拡大が期待されています。

ちなみに、大阪1陣訴訟を担当する江口とし子裁判長は、2011年5月に建設アスベスト訴訟で唯一原告全面敗訴の判決（神奈川1陣訴訟の横浜地裁判決）を言い渡した裁判長です。控訴審では、同判決が原告に向けたメッセージを読み取り、あらゆる角度から主張立証を補充してきました。

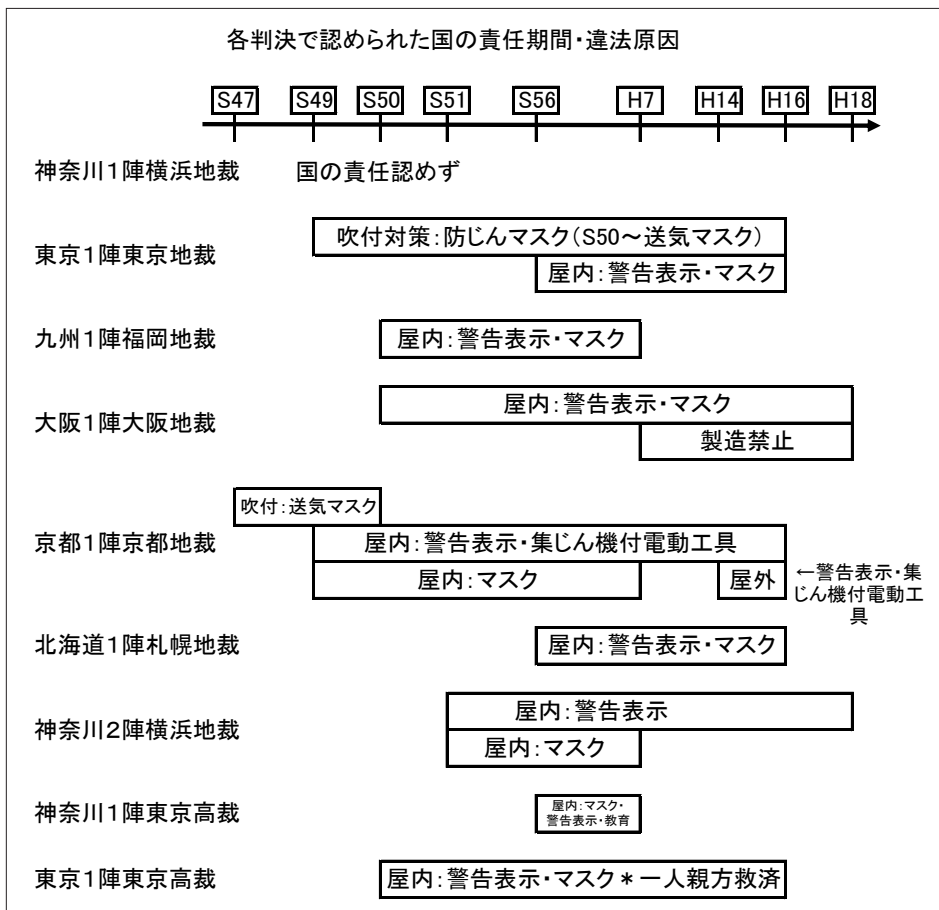
早期全面解決へ向けて

全国の建設アスベスト訴訟における被害者数は700名近くに上ります。提訴後約190人が亡くなり、提訴前の死亡者を含めるとすでに7割が遺族原告となっており、1日も早い解決が必要です。

同種訴訟について、8度も連続で国の規制権限不行使の違法を認める判決が出され、これを受けて高裁での2度に亘る和解打診や和解勧告が行わ

れたにもかかわらず、国が解決へ向けて一歩も踏み出さないという事態は、過去の公害やじん肺、薬害事件等と比べても異常というほかありません。国が少しでも動き出せば、建材企業も動かざるを得ず、早期の全面解決に向けて大きく前進します。

私たちは、秋の大阪高裁ダブル判決が国と建材企業の責任を厳しく認めることを確信し、建設アスベスト訴訟の全面解決へ向けた大きな足がかりとすべく、裁判外でも早期全面解決を求めていく所存です。



「原発なくそう！九州玄海訴訟」の原状

原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団
弁護士 稲村 蓉子



1 はじめに

「原発なくそう！九州玄海訴訟」は、2012年1月30日の提訴以来、約6年半が経過しようとしている（以下「九州玄海訴訟」という。）。玄海原発全基の廃炉を求めて九州電力及び国を訴えたこの裁判は、「原告1万人で世論を変える」を合言葉に追加提訴を重ね、原告数は現在1万292人（2018年4月12日現在）、全国のみならず海外にも原告がいる。

2 裁判について

裁判は、2018年5月11日に第25回期日（達野ゆき裁判長）を終えた。

九州玄海訴訟は、「闘いは法廷の中のみならず」を方針に、裁判と運動が一体となって世論喚起することを目標としている。そのため、裁判では、要件事実の枠に収まることなく、福島第一原発事故の被害を詳らかにした上で、原発のありとあらゆる問題点、例えば使用済み燃料の処分方法が定まっていないことや被ばく労働の問題、原発マネーによって立地自治体の民主主義が歪められていることなどを指摘してきた。

これに対し、九州電力は、新規制基準に定めのある内容をメインに反論し、新規制基準に適合している以上は安全であると主張している。一方、国は、操業主体は九州電力なので国は被告適格がないと主張し、訴え却下を求めている。

後に述べるように2017年1月に再稼働差止めの仮処分を申し立てて以降は、原告及び九州電力との間では、基準地震動や過酷事故対策、火山、避難計画といった技術的事項に議論が集中している。

3 仮処分について

2017年1月、玄海原発の再稼働差止めを求める仮処分を申し立てた（債務者は九州電力のみ）。争点は、①司法審査の在り方、②新規制基準の合理性、③基準地震動策定の合理性、④火山事象による重大事故発生の危険性、⑤テロ対策の合理性、⑥重大事故対策の合理性、⑦防災計画の実効性であった。

2018年3月20日、佐賀地裁（立川毅裁判長）は同申立てを却下した。却下決定は、新規制基準の合理性を全面的に認め、個別の論点については九州電力の主張を鵜呑みにして安全性を認めた不当なものである。ここでは、紙面の都合上、火山、防災計画の2点に限って、却下決定の不当性を説明する。

火山について、私たち債権者は、噴火を予知できるとする火山ガイドが合理性を欠くことを前提に、巨大噴火の予知は困難であるところ、玄海原発から約120kmに位置する阿蘇カルデラで巨大噴火が起こって大規模な火砕流が発生し、玄海原発に到達する可能性があるとして主張した。

これに対し、佐賀地裁は、火山ガイドは合理的であると認定しつつ、破局的噴火の被害規模・態

様は原発災害をはるかに上回るから、我が国の現在の法制度の下では、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、この危険を容認するとの社会通念があると判断した。そして、破局的噴火は、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り原発の安全性確保の上で自然災害と想定しなくても当該原発が客観的にみて安全性に欠けることはないとした上で、現在は破局的噴火の直前の状態ではないから、玄海原発の安全性に欠けることはないと述べた。

この決定は、およそ一般人からすれば受け入れられない「社会通念」をつくりだしたものであり、到底受け入れられない。また、同決定によれば、債権者側において、破局的噴火の発生を根拠を示さねばならないが、噴火の予知は不可能なのだから不当である。まずは事業者において巨大噴火の可能性がないことを証明し、その証明ができないのならば、原発から隔離するのが本来の規制の在り方である。

防災計画については、債権者は、例えば、30km 圏内だけを避難対象地としているのは福島第一原発事故に照らしても狭すぎるとか、原子力災害対策指針で定めている安定ヨウ素剤の配布が未了であるなど具体的な不備を複数挙げ、玄海原発 30km 圏内の 8 自治体のうち 4 自治体までもが防災対策の実効性への懸念から再稼働に反対していること自体、避難計画に実効性がないことの証左であるとの主張を行った。

ところが、佐賀地裁は、債権者の主張した具体的な不備には一切言及せず、法令等の定めを延々と並べた上で、原子力防災会議が防災計画を合理的と確認・了承している以上は、不適切な点があるとは認められないと述べた。

佐賀地裁は、債権者が提出した、防災計画の不備を示す多数の疎明資料を完全に黙殺したのである。形式面だけ整えていれば良いとする佐賀地裁

の姿勢は、住民防護の最後の砦である防災計画を蔑ろにするものであり、ひいては、国民の人権を守るという司法の役目を放棄したものと云わざるを得ない。

債権者は 4 月に即時抗告を申し立てており、現在、事件は福岡高等裁判所第 5 民事部に係属している。

4 最後に

残念ながら仮処分は敗訴したが、脱原発のうねりはますます大きくなっている。

経産省の有識者会議が再エネの主電源化を提言したり、新潟知事選で与党の推薦を受けた候補者が原発稼働に慎重であると明言せざるを得なくなっているなど、原発反対の世論は確実に広がっている。

九州玄海訴訟の原告団・弁護団は、各地で再エネに関する学習会をしたり、福島原発事故による避難者の話を聴く会を催したりして活発な活動を行い、その成果を自治体交渉で活かすなどの取り組みを粘り強く行っている。裁判・運動をますます発展させ、玄海原発をはじめとした全ての原発廃炉を目指して頑張る次第であり、これからもぜひご注目・応援いただきたい。

【若手弁護士奮戦記】

大阪アスベスト弁護団での活動

大阪アスベスト弁護団
弁護士 馬 越 俊 佑



第1 はじめに

大阪アスベスト弁護団は、アスベスト被害について国の責任を認める初の最高裁判決を勝ち取った弁護団であり、現在は建設アスベスト訴訟を中心に、泉南型国賠の提訴・和解から企業責任を追究する訴訟・交渉、労災申請など幅広く行っている。私は弁護士1年目から弁護団に入り、現在丸4年が過ぎた。

私は弁護団で様々なことを学び、弁護団での活動は私の弁護士活動の根幹となっている。

第2 入団当初

入団当初は、弁護団会議の内容を十分理解できなかった。聞いたこともない病名、建材名、様々な建設業者の職種やその作業内容、受験中や修習中に習った以上に専門的な共同不法行為などの議論がされており、なかなかついていくことが出来なかった。

しかし、弁護団会議に参加し、議論を聞いて、先輩弁護士から教えてもらった本を読み、原告を担当すること等で少しずつ理解してきた。

理解が進んだと思うのは関西建設アスベスト大阪訴訟の現状について報告書を書いてほしいと依頼を受けた時である。中途半端な知識で報告書を書くことはできないため、弁護団会議での議論を復習し、各地の判決を読まなければならなかった。そこで、改めてこれまで各地の弁護団が勝ち取っ

てきたこと、判決の不当な部分、これまでの判決の到達点などを勉強して力になったと思う。判決文は膨大でほとんど報告書には載せられなかったが、理解が進んでよかったと思う。

第3 徹底的に調査する姿勢

弁護士の活動としては当然かもしれないが、弁護団で学んだことの一つは徹底的に調査することである。例えば、建設アスベスト訴訟では、聞いたこともない材料名が出てくることがある。簡単なところではネットで調べることが挙げられるが、信用性に不安がある。そのため、図書館で調べるか、知っていそうな人、会社に電話をかけて聞く。弁護士と名乗り、知りたいことをきちんと伝えれば、大抵の場合は担当の方が丁寧に教えてくれた。私が初めて聞いた材料は「ダイヨ」というものだった。ネットで調べることはもとより、左官材料を売っている会社に電話し、製造元にも電話し、ネット情報から「代用セメント」のことではないかと思い一般社団法人セメント協会にも電話した。どの会社も最初は不審がられたが、商品検索で調べてくれたり、他の社員の方に聞いてもらえたりと丁寧に説明してくれた。

建設アスベスト訴訟だけではなく、常設ホットラインなどに寄せられてくる相談も様々なものがあり、調査が必要な場合も多い。豆炭あんかやタルカンパウダーなど、聞いたこともないものが出てくるたびに、私ができる範囲で調べた。昔の豆

炭あんかが展示されているという記念館に電話したこともあった。何かわかるのではないかと先輩弁護士と現地の工場に行ったこともある。

このような徹底的に調べる姿勢は、弁護団事件以外の事件ではなかなかできていなかった。

第4 原告の尋問

弁護団の活動で、特に印象に残っているのは、先輩弁護士と何度も岐阜に打合せに行った2陣原告の尋問である。

この方は左官であったが、当時、大阪に左官の原告はおらず、左官工がどんな場面でアスベストにばく露するのか、そもそも左官工の作業内容さえ知識がなかった。

各地の訴訟記録から左官原告の資料を集め、熟読して少しずつ理解していった。どういったところでどんな材料にどんな態様でばく露したのか、とにかく調べ、普段から工事現場を通るたびに、どんな作業をしているのかと見入ってしまうようになった。この方は普段は脇腹の痛みで辛そうにしておられるが、本当に仕事が好きで、左官のことを聞くと嬉しそうに話をしてくれた。

被害についても、辛い苦しいといったことをあまり言わない人で、かえって「余命宣告された日よりも生きているので感謝している」というくらいの人だった。しかし、何度も会うたびに少しずつ被害を語ってくれた。やはり、会うことに意味があり、電話だけでは信頼関係は築けなかったと思う。

本番3時間ほど前に原告さんが裁判所で倒れた。ご家族から「救急車を呼んだ方がいいのか」と聞かれ、本当に悩んだ。先輩弁護士も近くにおらず、急なことで先輩弁護士に電話も繋がらなかった。幸い、裁判所に車椅子を用意してもらい、外に連れて行って外の空気を吸うことで原告さん

が落ち着いたため、救急車を呼ぶことはなかった。何度も暑さを訴えておられたので、書記官室に電話をし、法廷の冷房を強めてほしいとお願いし、車椅子で入廷できるかも確認した。

直前にトラブルはあったものの、尋問は原告さんがきちんと答えてくれたことで大成功だった。何度も練習をしたので、私が何を聞きたいかを原告さんもわかってくれたし、私も原告さんが何を言いたいかが直ぐにわかり、補充して質問することもできた。

被害についても、原告さんは涙しながら辛さを語ってくれた。打合せで原告さんが涙したことはなく、本番でこれまで我慢していた思いが表に出たのだろうと思う。

弁護団以外の事件でここまで何度も打合せを重ねたことはなかった。ここまで詰めて打合せをすれば、良い尋問ができると学んだ。

第5 最後に

雑駁になってしまったが、奮戦記といえるかどうかはともかくとして、弁護団の思い出を書かせていただいた。

建設アスベスト訴訟は、2つの高裁判決が出され、大阪高裁も9月20日に判決が出される予定である。まさに山場を迎えており、これからも微力ながら「奮戦」していく所存である。



【巻頭言】	全国公害弁護団連絡会議（公害弁連）顧問	
公害・環境と人権の確立をめざして半世紀	弁護士 豊田 誠	1
第47回公害弁連総会とシンポジウム	全国公害弁護団連絡会議（公害弁連）事務局長	
	弁護士 板井 俊介	4
よみがえれ！有明訴訟の現状と展望	よみがえれ！有明訴訟弁護団	
	弁護士 國嶋 洋伸	8
ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟の闘い	新潟水俣病弁護団 団長	
	弁護士 中村 周而	10
建設アスベスト訴訟 一秋に大阪高裁ダブル判決！	大阪アスベスト弁護団	
	弁護士 伊藤 明子	12
「原発なくそう！九州玄海訴訟」の現状	原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団	
	弁護士 稲村 蓉子	14
【若手弁護士奮戦記】	大阪アスベスト弁護団	
大阪アスベスト弁護団での活動	弁護士 馬越 俊佑	16